

# 会 議 録

◇詳細—長期計画グループ 電話03-4566-2514

附属機関又は 会議体の名称		豊島区基本構想審議会(第10回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成27年10月28日(水) 18時30分~20時30分
開催場所		第507~510号室
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1) 第1編 総論について (2) 第2編 各論について (3) その他 3. 閉会
公開の 可否	会議	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	原田久(立教大学教授)・長野基(首都大学東京大学院准教授)・明石要一(千葉敬愛短期大学学長)・松下創一郎(区議会議員)・永野裕子(区議会議員)・小林ひろみ(区議会議員)・高橋佳代子(区議会議員)・竹下ひろみ(区議会議員)・篠原あや子(公募区民)・清水綾乃(としまF1会議委員)・寺田晃弘(民生委員・児童委員協議会会長)・外山克己(豊島区町会連合会副会長)・柳田好史(としまNPO推進協議会代表理事)・水島正彦(副区長) 欠席者: 中林一樹(明治大学大学院特任教授)・宮崎牧子(大正大学教授)・萩原なつ子(立教大学教授)・東澤昭(としま未来文化財団事務局長)・渡邊浩司(副区長)・三田一則(教育長)・蟹江憲史(慶応義塾大学大学院教授)
	区側出席者	総務部長・施設管理部長・新庁舎担当部長・区民部長・文化観光課長・環境清掃部長・保健福祉部長・健康担当部長・子ども家庭部長・都市整備部長・地域まちづくり担当部長・建築住宅担当部長・土木担当部長・教育部長・会計管理室長・池袋保健所長・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長・セーフコミュニティ推進室長・区長室長・施設計画課長 欠席者: 文化商工部長・区議会事務局長
	事務局	政策経営部長・財政課長・企画課長・行政経営課長・長期計画担当課長

## 審議経過

### 1. 開会

**事務局：** ただいまから第10回豊島区基本構想審議会を開催させていただきます。  
本日の欠席等につきまして申し上げます。

本日は、萩原委員、それから宮崎委員、それから区側でございますが、渡邊副区長が欠席でございます。職員でございますが、文化商工部長が欠席でございます。それから、区議会議務局長が欠席でございます。なお、文化商工部長の代理としまして文化観光課長が出席しております。

資料につきましては、資料10-1から資料10-5を本日机上配付させていただいております。

それでは原田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

**原田会長：** それでは、議事に入ります前に、傍聴の方がいらっしゃるかどうか、聞かせてください。

**事務局：** 1名いらっしゃいます。

**原田会長：** では、ご案内ください。

### 2. 議事

#### (1) 第1編 総論について

**原田会長：** それでは、早速議事に入りたいと存じます。

各委員には郵送で送付されていると承知しておりますけれども、各論の施策内容についての審議がメインになりますが、机上にそれ以外に、総論的な部分についても一定程度まとまったということで、今日は配付をさせていただいております。まずはこの総論の部分について事務局から説明をいただいてディスカッションし、その後各論について議論したいと存じます。

それでは、早速机上配付の資料のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

**事務局：** それでは、資料10-1、新基本計画の体系案をごらんいただきたいと思います。

新基本計画の第1編、総論につきまして、第3章の地域経営の方針の柱立て、文言等を前回お示しさせていただいたところがございますが、その後若干の変更を加えています。変更点は赤字で表記をしております。

資料の10-2、総論の第1章、基本計画の基本的考え方をごらんいただきたいと思います。現在の後期基本計画では2ページから5ページの部分の記載のところがございます。基本計画をお持ちでございましたらあわせてごらんいただければと思います。

まず、資料の1ページ目でございます。計画と目的・将来像と性格でございます。基本計画は、豊島区の将来像、未来へひびきあう人まち・としまを実現することを目的としております。そのため、計画期間内に取り組む施策を体系的に示すとともに、施策の10年後の目標を明示するものです。従来の方考え方を踏襲しているものでございます。

続きまして2ページでございます。計画の期間ということで、平成28年度を初年度として、平成37年度までの10カ年の計画期間としてございます。なお、5年後に、社会経済状況等の変化を踏まえ、見直しを行うこととしているということでございます。

3ページ目です。計画の構成というところで、基本構想と基本計画、それから基本計画の実施計画である未来戦略推進プランの関係を表記しているところがございます。

4、時代の変化に対応した見直しの仕組みというところで、未来戦略推進プランを毎年作成することによって時代の変化に対応していくということにしております。

次のページにいていただきまして、こちらは基本構想と基本計画の体系でございます。

資料の10-3、総論の第2章、基本計画策定の背景をごらんいただきたいと思ひます。1ページから2ページは、日本全体における社会の動向を記載してござひます。基本構想の見直しの背景の人口減少社会、超高齢化への対応、それから東日本大震災を契機にした安全・安心なまちづくりの意識の高まり、国際化、情報化の進展と東京オリンピック・パラリンピックの開催といったようなことを記載してござひます。

次のページ、豊島区の状況でござひます。こちらは、前回お示しをさせていただいてござひます。まち・ひと・しごと創生法を踏まえて策定してござひます人口ビジョンでも掲載してござひますが、豊島区の人口の特徴を掲載しているところでござひます。

(1) 人口動向、平成9年を境に増加に転じている人口の推移を①として掲載してござひます。4ページは少子高齢化の進行、5ページはふえ続けている外国人人口の推移、6ページは単独世帯の増加、7ページは出生数、平成17年から出生数がふえている状況と、合計特殊出生率、こちらは平成18年から出生率が上がっているといった推移を掲載してござひます。8ページは、23区で唯一消滅可能性都市と日本創成会議からご指摘されたことについての記載をしてござひます。豊島区の将来人口推計の記載をする前に、社人研の考え方なども紹介をし、豊島区の将来人口を記載してござひます。こちらは、以前ご提示させていただきました高位、中位、低位パターンの低位パターンをパターン1とし、パターン2のほうでは、人口ビジョンのほうで少しお示しをさせていただいてござひます。すけれども、いろいろ施策を打っていくことによって人口規模を少し上げていくというところで、最終的には30万人を目指すというようない記載になってござひます。

続きまして11ページ、財政状況の見通しについての記載のページでござひます。来年度の財調フレームが固まるのが例年12月末ぐらいというところがござひまして、現在財政課と調整中ではござひます。

続きまして資料10-4、総論の第3章、地域経営の方針をごらんいただきたいと思ひます。1戦略的な施策展開に関する方針ということで、安心戦略と成長戦略の考え方を引き継いでいくということで、①で安心戦略、2ページ目②で成長戦略、③で持続発展都市への展開ということで、安心戦略と成長戦略の好循環の記載となってござひます。そして、新たに持続的に発展する都市へ進んでいくということ新たに加えて表記をしてござひます。

続きまして3ページから4ページ、次期基本計画では、消滅可能性都市の指摘後、持続発展都市に向けた4つの方向性としてこれを掲げてまいります。女性に優しいまちづくり、高齢化への対応、地方との共生、日本の推進力、豊島区ではこのように言っているところでござひますが、基本計画のほうでは、子どもと女性にやさしいまちづくり、高齢になっても元気で住み続けられるまち、地方との共生・交流を図り、豊かな生活を実現できるまち、日本の推進力の一翼を担う国際アート・カルチャー都市としてござひます。

そして、これらの方向性に沿ったプロジェクトを②重点プロジェクトとして未来戦略推進プランの中で重点事業と位置づけ、施策展開を図っていくこととしてござひます。

続きまして5ページ、豊島区が目指す都市像でござひます。6ページで説明をしたいと思ひます。基本構想が将来像として掲げる未来へひびきあう人まち・としまを実現するため、文化の品格を誇れる価値あるまち、すなわち文化創造都市、そして安全・安心を創造し続けるまち、すなわち安全・安心創造都市を推進してきたところでござひます。文化創造都市、それから安全・安心創造都市、これを発展させた集大成としての都市像が国際アート・

カルチャー都市でございます。これを今度の基本計画では豊島区が目指す都市像として掲げてまいります。福祉健康増進都市は全ての人が生涯を通じて心豊かに幸せに暮らせるまちを目指す分野、横断的な都市の姿をあらわします。教育都市としは学ばせたい、通わせたい教育としの姿をあらわします。これらの都市像を基盤として、まち全体が舞台の誰もが主役になれる劇場都市、これが展開されることによって国際アート・カルチャー都市を実現していきます。

次ページ、3 国際アート・カルチャー都市というところで、(1) でまち全体が舞台の誰もが主役になれる劇場都市ということで、①で3つの戦略、文化戦略、空間戦略、国際戦略でございます。次ページ、②国際アート・カルチャー都市を牽引する旧庁舎地周辺まちづくりという記載でございます。こちらは、8つの劇場が生み出す圧倒的なにぎわい、周辺公園・道路の一体的なまちづくり、多言語対応のインフォメーション機能、女性にやさしいパブリックトイレの整備といったことで、2020年春グランドオープン、オフィス棟、新ホール棟、新区民センター、これが国際アート・カルチャー都市を牽引する形としてビジュアル的に表現してございます。

次ページ、(2) 生涯幸せに暮らせる福祉健康増進都市というところで、福祉、健康、子育ての部分をもとめて表現しているところでございます。豊島区で暮らす全ての人が生涯を通じて心を豊かに幸せに暮らせるまちを目指していくつくりになってございます。次ページがライフステージに合わせた施策展開というところで、さらに細かな内容のものを記載しているページでございます。

次ページ、こちらはまだ作成中ですが、学ばせたい通わせたい教育都市としは、これをビジュアル的に掲載してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして次ページ、4 参画・協働によるまちづくりを記載してございます。5年間の地域協議会のモデル実施の検証結果が出されたこと、また地域区民ひろばが展開されて10年、全ての小学校区に設置されたこと、また公民連携など新たな動きが出てきたこともございまして、改めて参画と協働につきましては総括的な部分を総論に記載することといたしたところでございます。

総論の説明については、以上でございます。

**原田会長：** ありがとうございます。

まずご議論いただく前に確認でございますが、この総論部分の資料というのは、内容的にはともかく、こういう形で出すというのは、今回が初めてですか。

**事務局：** はい、初めてです。

**原田会長：** それでは、既に基本構想の段階でかなりご議論いただいたりしていることもありますけれども、改めてこの計画の総論部分について本日も説明をいただきました。

どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでございましょうか。まだ完成していないところもありますけれども、都市像あたりというのは前の基本構想にありますよね。

**事務局：** はい。安全・安心創造都市、それから文化創造都市、それからそのほかさまざまな都市像を書き入れているところでございます。基本計画で言いますと17ページの部分でございます。

**原田会長：** いかがでございましょうか。まだこの総論部分では何とも言いがたいというところがあるのかもしれないので、後ほどご議論いただく各論のときに振り返りながらご議論いた

だくということにいたしましょうかね。

## (2) 第2編 各論について

原田会長： 各論の議論に入ってまいりたいと思います。

前回のこの基本構想審議会では、各地域づくりの方向について現状と課題を整理しましょうということでご説明いただいたところがございますが、今日はそういったところも含めて各論部分についてざっとご説明いただくということにいたしましょう。少し時間がかかりますので、しっかりお聞きくだされば幸いに存じます。

よろしく願いいたします。

事務局： それでは、議事の第2編、各論についてでございます。

まず、それぞれの施策等の説明をする前に、資料の10-5、各論の第1章、計画の姿をご用意しております。こちらが計画の姿でございます、72の施策が掲載されているところがございます。3ページ、施策の重点化、計画事業の選定は現在調整中でございます。

資料の10-6、各論の第2章、「8つの地域づくりの方向」における施策の現状と課題・主な取組内容について説明をさせていただきます。

前回、施策の目標、現状と課題を各部長から説明させていただいたところがございますが、時間の関係上私のほうから主な取組み内容を中心に簡単に説明をさせていただきたいと思います。その後、質疑等は各所管の部長からお答えを申し上げさせていただきます。

前回の審議会では、現状と課題がしっかりと整理されていない、また現状と課題に先走って取組み内容が記載されているとか、表とグラフが現状と課題と関連したものになっていないなどのご指摘をいただいたところがございます。

現状と課題につきましては各部局にもう一度整理をお願いしまして、あわせてどの部分が現状なのか、またどの部分が課題なのかを整理しやすいように文章の頭にそれぞれ括弧して(現状)、(課題)と表記をしてもらったところがございます。最終的にはこの括弧書きの部分は削除いたします。整理をしていただいたところですが、まだまだ細かな調整は必要かと思っております。

また、取組み内容につきましては、来年度の新規拡充事業の選定作業、これからの作業となっております。でございますので、取組み内容につきましては現段階での記載できる部分となっていることをあらかじめご承知いただきたいと思っております。

72の施策がありますので、1つの説明で仮に1分としますと72分かかってしまいますので、1つの施策について30秒ぐらいで説明できるように頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それでは、資料10-6-1、地域づくりの方向1、あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまちでございます。4、5ページに、施策1-1-1、区民参画の推進がございます。左側のページに施策の目標、現状と課題、そして右側のページに主な取組み内容を記載しております。なお、成果指標につきましては、現在政策評価委員会でヒアリングをしておりますので、11月以降順次お示しをしていきたいと思っております。また、イラストとか写真等も入っておりますが、まだキャプションが乗っていないとか十分整備されていないところがございますのはご承知いただきたいと思っております。

それでは、区民参画の推進の説明をしていきます。こちらにつきましては、区政への参加に関心がある区民が多い、区政への意見の反映、区に意見を述べる機会や手段等の満足度がいまだ低い、こういった現状と課題に対しまして、主な取組み内容でございますが、

「区政連絡会の充実」、「町会・自治会の地域課題解決に向けての検討会の運営」、「テーマ別地域協議の推進」、「地域区民ひろば運営協会（自主運営）の推進」と記載してございます。

なお、前回委員から区政連絡会の協議につきまして踏み込み過ぎではないかという指摘をいただいたところでございますが、まだ整理がついていませんので、今日の段階でも「協議」という表現になってございます。

施策1-1-2、多様な主体による連携・協働の促進でございます。NPO法人の増加、大学、地域区民ひろば協議会があり、さらなる連携、協働が必要となっているといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「地域活動団体のネットワーク支援事業の実施」、「協働推進プロジェクト事業の実施」、「区民ひろば運営協議会の相互連携による地域活性化の促進」と記載してございます。

政策1-2、地域力の向上でございます。9ページ、施策1-2-1、地域を担う人材・団体の育成支援。こちらは担い手不足という現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「町会・自治会活動への支援の実施」、「区民活動支援のための事業補助の実施」、「地域区民ひろばプラチナ社会の共創事業の実施」と記載してございます。

11ページ、施策1-2-2、地域における活動拠点の充実でございます。地域の活動拠点として区民活動センター、区民集会室、地域区民ひろばがあり、それぞれ課題を挙げているところでございます。主な取り組み内容でございますが、区民活動センターの管理運営、区民活動センターの拡充、検討、区民集会室の設備等の充実、地域区民ひろばの活用、全日曜開館を考えているところでございます。

資料10-6-2、地域づくりの方向2、多様性を尊重し合えるまちをごらんいただきたいと思えます。施策2-1-1、外国人住民とのコミュニティの形成・促進のページをごらんいただきたいと思えます。こちらは、外国人がふえている、言葉や生活習慣の違いからごみの出し方、子育て、災害時の対応などといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「町会・自治会の地域課題解決に向けての検討会の運営」、「外国人住民との交流支援」、「外国人住民向けの生活情報の提供」、「外国人住民が相談できる窓口の運営」としてございます。

6ページ、施策の2-1-2、国際理解の推進でございます。コミュニティの形成、促進の前提として国際理解が必要ということで、言葉の問題と文化の違いを課題として挙げているところでございます。主な取り組み内容としては、「グローバル化に対応した英語教育」、「オリンピック・パラリンピック教育の推進」、「日本語学習支援の充実」、「外国語ボランティア事業」、「ホームビジット事業」、「国際交流団体への支援」を記載してございます。

8ページ、政策2-2、平和と人権の尊重の概要について記載してございます。9ページ、施策2-2-1、平和と人権意識の普及・啓発でございます。こちらは、23区で初めて非核都市宣言をした本区において、戦後70年を経過し、戦争の記憶が風化しつつある。また、人権侵害の問題が表面化しているといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「憲法・非核平和・人権思想周知活動の充実」、「法律・人権身の上・行政相談の充実」、「平和記念周年事業の推進」としてございます。

11ページ、政策2-3男女共同参画社会の実現の概要を記載してございます。12ページ、施策2-3-1、あらゆる分野における男女共同参画の推進でございます。男女共働参画が十分に進まない状況にあるなどの現状と課題を踏まえまして、主な取り組み内容でございますが、啓発講座、登録団体との共催事業、啓発誌の発行、講演会、パネル展示を行って

いきます。

14 ページ、施策 2-3-2、ワーク・ライフ・バランスの推進でございます。女性の社会進出等により働く女性がふえているが、ワーク・ライフ・バランスが認識、理解が進んでいないといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容として、「ワーク・ライフ・バランスフォーラムの開催」、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」認定制度、「区民啓発事業の実施」を挙げてございます。

16 ページ、施策 2-3-3、配偶者等暴力防止対策の充実でございます。配偶者等による暴力がふえている現状と課題に対しまして、「相談事業の実施」、「配偶者暴力相談支援センター機能の強化」、「啓発事業の実施」をお示ししてございます。

資料 10-6-3、地域づくりの方向 3、すべての人が地域で共に生きていけるまちなところでございます。4 ページ、施策 3-1-1、福祉コミュニティの形成でございます。少子高齢化が進む中、公的な福祉サービスのみでは介護を必要とする高齢者や障害者を支えることが困難になっていますが、支援にかかわるマンパワーも限られているといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、関係機関、区民等の連携の充実」、「地域福祉サポーター制度の推進」、「様々な支援を必要とする方に対する理解の促進」を挙げてございます。

6 ページ、施策 3-1-2、総合的・包括的なケア基盤の充実でございます。生活課題は一人一人の置かれた状況によって異なり、利用するサービスも、福祉、保健、医療などさまざまな生活関連に及んでいて、総合的、包括的なケア基盤の充実が必要といった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「地域支援協議会の運営」、「地域ケア会議の運営」、「地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療と介護の連携推進」、「地域生活支援拠点の整備」、「区外特別養護老人ホームの整備に向けた調査・研究」を挙げてございます。

8 ページ、施策 3-1-3、福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進でございます。ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等さまざまな支援を必要とする方が地域で安心して生活できるように、権利擁護の取り組みの推進、障害者の差別解消に向けた取り組みが必要といった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「成年後見制度の利用支援」、「福祉サービス事業者の育成」、「障害者差別解消法の周知・豊島区要領の策定」を挙げてございます。

10 ページ、政策 3-2、地域における自立生活支援の概要を掲載してございます。11 ページ、施策 3-2-1、日常生活への支援でございます。経済的に困窮している方、発達障害や難病などの方の支援が必要といった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「経済的に困難を抱える方々に対する生活支援の推進」、「相談支援の充実」、「高齢者総合相談センターによる総合的支援の充実」といったものを記載してございます。

13 ページ、施策 3-2-2、就労支援の強化でございます。就労に困難を抱え、生活困難に陥る人が少なくない、または生活保護受給者のうち稼働年齢層は 10 年前の 1.9 倍に増加といった、そういった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「障害者の就労支援の推進」、「経済的に困難を抱える方に対する就労支援の推進」としてございます。

15 ページ、施策 3-2-3、社会参加の促進でございます。複合的な課題を抱え、社会的にも孤立する方が増加している傾向があります。積極的に社会参加できるよう環境整備

をしていくことが必要といった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「高齢者クラブの活動支援」、「意欲喚起と社会参加の促進」、「障害者文化活動の推進」、「ヘルプカード・ヘルプマークの普及・啓発」を示してございます。

17 ページ、施策 3-2-4、介護予防の推進でございます。介護予防事業への参加率が低い、また今後は心身機能への働きだけではなくて、居場所づくりや出番づくりが必要といった現状や課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「介護予防事業を通じた仲間づくりの推進」、「地域における介護予防活動の支援」を挙げてございます。

19 ページ、政策 3-3、健康な生活の維持・増進の概要を掲載してございます。次ページにいただきまして、施策 3-3-1、がん・生活習慣病対策等の推進でございます。胃がん、肺がん検診の受診率が低迷している、また生活習慣病は重症化の傾向があつて、特に糖尿病は1件当たりの診療費が23区中一番高くなっている、こういった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容につきまして、がん検診や特定健診の受診勧奨、「生活習慣病予防事業の実施」、「受動喫煙防止対策の推進」を挙げてございます。

22 ページ、施策 3-3-2、こころと体の健康づくりの推進でございます。若年者の自殺が多く見られる、また少子化に対応した若年層の健康支援の取り組みが必要といった現状と課題、また生活習慣病予防のための健康施策の展開が求められている、こういった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「としま鬼子母神プロジェクト事業の実施」、「妊産婦歯科健康診査の充実」、「女性のしなやか健康づくりの推進」、「若年層向け自殺予防対策の強化」を挙げております。なお、現状と課題のほうに「ゲートキーパー養成事業」というのが書いてございますが、これは主な取り組み内容のほうに変えていったほうがいいのかと思っております。また、「生活習慣病予防事業の推進（「としま健康チャレンジ！マイレージ制度」の展開）」といったものを挙げてございます。

24 ページ、施策 3-3-3、健康危機管理の強化というところでございます。震災時の対応、新型インフルエンザの危機管理対策の構築、食品事故の予防が求められているといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「災害医療体制の構築」、「感染症に強いまちづくり」の推進、「適切な監視指導の実施と食品衛生意識の普及啓発」としてございます。

26 ページ、施策 3-3-4、地域医療体制の充実でございます。安心して在宅医療を受けるための取り組みが求められるといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「地域包括ケアシステムの構築」、「在宅医療連携推進会議・各検討部会の開催」、「在宅医療ネットワークの推進」、「休日診療・夜間小児初期診療事業の推進」を示してございます。

資料 10-6-4、地域づくりの方向 4、子どもを共に育むまちでございます。4 ページ、施策 4-1-1、子どもの社会参加・参画の促進というところでございます。地域活動の参加状況、中高生になると低くなってきたり、あと子どもの遊び場、居場所が少ないといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「子どもの意見表明の機会の充実」、「子どもの社会参画の推進」、「中高生の地域活動への支援」、「子どもの遊び場の充実」といったことを挙げてございます。

6 ページ、施策 4-1-2、困難を有する子どもやその家族への支援でございます。児童虐待に関する相談対応件数が増加、発達支援事業の相談件数も年々増加していて、きめ細かな対応が求められる、こういった現状と課題がございまして、主な取り組み内容でござ

いますが、「子どもの虐待防止の推進」、「児童虐待防止の普及・啓発」、「発達支援の促進」、「子どもの権利擁護」といったものを掲げてございます。

8 ページ、施策 4-1-3、子どもの成長を地域で支えるための環境整備でございます。核家族化の進行によって血縁での支援を受けられない家族がふえていて、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないように安全・安心な環境を整備することが必要といった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「地域人材の育成・活用の推進」、「地域住民の力の活用」、「地域ネットワークの構築」を挙げてございます。

10 ページ、政策 4-2、子ども・子育て支援の充実の概要を記載してございます。11 ページ、施策 4-2-1、地域の子育て支援の充実でございます。近年女性の社会進出が進み、子育てに孤立感や不安感を抱えている保護者が顕在化し、子育てに関する相談が増加し、子育て支援の充実、強化が必要といった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「子ども家庭支援センターの運営」、「アウトリーチによる子育て相談等の充実」、「子育て支援総合相談機能等の強化」、「妊娠・出産からの切れ目のない支援体制の構築」を挙げてございます。

13 ページ、施策 4-2-2、保育施設・保育サービスの充実でございます。保育需要数がふえ、待機児童が解消できていない、また延長保育、病後児保育など、特別保育のニーズが増加している、こういった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容は、「私立認可保育所・小規模保育所の新設」、「特別保育の充実」を挙げてございます。

15 ページ、政策 4-3、学校における教育の概要を記載してございます。16 ページ、施策 4-3-1、「確かな学力」の育成でございまして、全国学力・学習状況調査では、国語、算数、数学の全てで全国平均を上回っているところでございますが、小学校 6 年生では社会、理科が全国平均を下回っている。知識の質や量の定着はもちろん、学びの質や深まりを重視することが必要といった現状と課題がございまして、主な取り組み内容でございますが、「学力調査の実施と授業改善推進プランの作成」、「小・中学校補習支援チューター事業」、「ICT 環境整備の継続とアクティブ・ラーニングの充実」を挙げてございます。

18 ページ、施策 4-3-2、「豊かな人間性」の育成でございます。学校の決まりを守っていない児童・生徒が一定程度いて、不登校児童・生徒数も 100 名近くいるといった、こういった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「人権啓発活動」、「心理検査「ハイパー Q U」の実施」、「次世代文化の担い手育成授業」、「ものづくり体験の推進」を挙げてございます。

20 ページ、施策 4-3-3、「健やかな心と体」の育成でございます。高密都市である豊島区においては運動する場所が限られていることなどから、子どもの体力、運動能力は全国平均と比べると低い、こういった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「オリンピック・パラリンピック教育の推進」、「民間団体と連携した運動教室の実施」、それから「インターナショナルセーフスクール認証取得への取組」を挙げてございます。

22 ページ、施策 4-3-4 の教師力の向上と教育環境の整備でございます。職務について常に忙しいと回答した教員が多く、20 代、30 代の若手職員が学校組織の半数を占め、授業がわかりにくい等の現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「研修の充実」、「教員の実践的な指導力の向上」、「教育環境の整備」を挙げてございます。

24 ページ、政策 4-4、地域に信頼される教育というところでございまして、こちらは

政策の概要を記載してございます。25 ページ、施策 4-4-1、家庭教育支援体制の充実でございます。子どもの接し方に自信が持てないなど、子育て不安を感じるという保護者が多いと。また、外国籍の児童・生徒が増加していて、その対応が必要。こういった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「家庭の教育力向上に向けた意識啓発」、「スクールソーシャルワーカーを積極的に活用」、「通訳派遣の実施」を挙げてございます。

27 ページ、施策 4-4-2、地域人材の活用でございます。部活動を指導できる教員が不足、地域の人材、文化資源を有効に活用する必要があるといった現状と課題に対しまして、「学校評価と関係者評価」、「豊島スクールスタッフ派遣事業」、「部活動外部指導員派遣事業」を挙げてございます。

29 ページ、施策 4-4-3、学校施設の整備でございます。改築予定をしている学校を除く 12 校が築 50 年を超えるといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容ですが、「計画的・効率的な改築」、「効率的な既存施設の改修」としてございます。

31 ページ、政策 4-5、未来を切り拓くとしまの子の育成の概要を記載してございます。32 ページ、施策 4-5-1、新しい時代を拓く教育の推進ということで、高密都市である豊島区は自然環境を生かした環境教育が推進しにくい、情報化の進展、安全指導の充実が求められるといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「都市型環境教育推進」、「教育の情報化の推進と充実」、「インターナショナルセーフスクール認証取得への取組」としてございます。

34 ページ、施策 4-5-2、幼児教育プログラムの展開でございます。小 1 プロブレムと呼ばれる現状、就学前後の幼児・児童の育ちを支える体制を整備することが求められる。こういった現状と課題に対しまして、「幼・小・中一貫教育連携プログラムの開発」、「区立幼稚園の預かり保育等の保育サービス内容の充実」、「区立幼稚園のあり方の検討」を挙げてございます。

資料 10-6-5、地域づくりの方向 5、みどりのネットワークを形成する環境のまちでございます。4 ページ、施策 5-1-1、みどりの拠点の拡大でございます。豊島区は、大規模公園が少ない、1 人当たりの公園面積が少ないといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「拠点となる公園の整備」、「公園の改修及び再整備」、「公園等の維持管理に係る運営」、「民有地の緑化の支援」を挙げてございます。

6 ページ、施策 5-1-2、みどりのネットワークの形成でございます。緑化の取り組みをしている個人や企業等がふえていて、その活動を支援することが必要。身近な緑を増やすとともに、安全確保のために樹木の適切な維持管理が求められる。こういった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「街路美事業の推進」、「多様な主体による緑化の推進」、「緑化活動の支援」、「連携・協働の推進」としてございます。

8 ページ、政策 5-2、環境の保全の概要を掲載してございます。9 ページ、施策 5-2-1、低炭素地域社会づくりの推進でございます。多くの CO<sub>2</sub> が排出されていて、削減のための再生可能エネルギーのさらなる利用拡大や自動車利用の抑制が必要とされている現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「家庭における再エネ・省エネ・節電の取組の促進」、「事業所における省エネ・節電の取組の支援」、「再生可能エネルギーの普及拡大」、「住民参加型の再生可能エネルギー導入の促進」、「CO<sub>2</sub> 排出量のさらに交通手段の利用促進」としてございます。

11 ページ、施策5-2-2、自然との共生の推進でございます。こちらは、開発や乱獲など、人間の活動が原因で生物多様性の損失が急速に進んでいる。こういった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「大規模緑地の保全等の推進」、「みどりと水のネットワークの形成」、「身近な自然にふれあう機会の確保」、「生物多様性に関する情報の収集・共有・活用」、「多様な主体への支援」としてございます。

13 ページ、施策の5-2-3、地域美化の推進でございます。路上喫煙に関する苦情を寄せられているといった、こういった現状や課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール」、「喫煙場所の維持管理」、「路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン」、「美化活動の支援」としてございます。

15 ページ、施策5-2-4、都市公害の防止でございます。大気汚染状況は改善傾向にあるものの、光化学オキシダントは環境基準が達成されていない状況があり、こういったこととか、公害の苦情、建設工事の騒音、振動の割合が高くなっている。こういった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「環境調査の着実な実施」、「VOC（揮発性有機化合物）の排出抑制」、「アスベストの飛散防止等の徹底」、「公害苦情の迅速な処理」としてございます。

17 ページ、政策5-3、ごみ減量・清掃事業の推進の概要を記載してございます。18 ページ、施策5-3-1、3Rの推進でございます。本来資源にできるにもかかわらず分別されていないといったことや、さらなるごみの減量が必要といった現状や課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「3R推進のための意識啓発の充実」、「わかりやすく、出しやすい分別の推進」、「自発的な活動への支援」としてございます。

20 ページ、施策5-3-2、安定的で適正なごみ処理の推進でございます。区のごみ量は着実に減少しているところでございます。さらに発生抑制などに取り組む必要があるといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「一般廃棄物処理基本計画に基づくごみ減量施策の推進」、「ごみ処理に伴う環境負荷の低減」、「事業者の自己処理責任に基づくごみ減量の推進」としてございます。

資料10-6-6、地域づくりの方向6、人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまちでございます。4ページ、施策6-1-1、地域の特性を生かした市街地の形成でございます。地域の特性を最大限に引き立て、都市の価値を高める市街地の形成や景観の創出が必要といった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「豊島区都市づくりビジョンの推進」、「豊島区景観計画による新たな景観施策の展開」、「地域の魅力を高める地区計画の活用」としてございます。

6 ページ、施策6-1-2、池袋副都心の再生でございます。池袋駅の東西は鉄道や商業施設によって地上部が分断されており、駅のにぎわいを町へ広げることが必要、こういった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「池袋副都心再生の推進」、「池袋駅東西連絡デッキ整備の推進」、「池袋駅西口駅前街区まちづくりの推進」、「南池袋二丁目地区のまちづくりの推進」、「造幣局地区まちづくりの推進」としてございます。

8 ページ、施策6-1-3、活力ある地域拠点の再生でございます。池袋駅以外の各鉄道駅周辺でも快適な歩行者空間の充実や、地域特性を生かしたまちづくりを行っていく必要がある。こういった現状や課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「大塚駅周辺整備の推進」、「駅前広場等の維持管理」、「バリアフリー化整備の推進」、「ホームドア整備の推進」としてございます。

10 ページ、施策6-1-4、新・旧庁舎を活用した文化にぎわいの創出でございます。新庁舎、旧庁舎周辺のまちづくりを展開すること、池袋副都心全域での魅力と回遊性を高めていく必要があるといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「新庁舎周辺まちづくりの推進」、「庁舎跡地の活用」、「旧庁舎周辺まちづくりの推進」、「庁舎跡地・新庁舎周辺道路整備の推進」としてございます。

12 ページ、政策6-2、魅力ある都心居住の場づくりの概要を掲載しております。13 ページ、施策6-2-1、安全・安心に住み続けられる住まいづくりでございます。単独世帯の増加が著しいとかファミリー世帯の定住化を促進することや、高齢化進展による住宅利用環境の改善が必要といった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「区営住宅等維持管理の充実」、「家賃助成の充実」、「ケア付き住まい提供支援」、「高齢者等の入居支援の充実」、「住宅修繕・リフォーム資金助成の充実」としてございます。

15 ページ、施策6-2-2、良質な住宅ストックの形成でございます。空き家率が15.8%、23区中最も高くなっていて、また最低居住面積水準未滿の割合が20.7%で、23区中3位となっている。老朽化マンションの改修、建てかえも必要。こういった現状と課題に対しまして、「住宅マスタープラン重点プロジェクトの推進」、「リノベーションまちづくりの推進」、「マンションの適正管理の推進」としてございます。

17 ページ、政策6-3、魅力をささえる交通環境づくりの概要を記載しております。18 ページ、施策6-3-1、総合交通戦略の推進でございます。都市計画道路の整備促進により、変化する交通環境、あらゆる交通手段のあり方を総合的に検討し、新たな交通ネットワーク網を形成していく必要があるといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「池袋副都心交通戦略の推進」、「地域交通政策の推進」、「地域公共バス運行の支援」を挙げてございます。

20 ページ、施策6-3-2、道路・橋梁の整備と維持保全でございます。道路や橋梁等の管理を対症療法型から予防保全型への転換を図り、コスト縮減を図るため、既存ストックの有効活用を進めていく必要があるといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「区道・橋梁等維持管理の充実」、「都市計画道路整備の推進」、「区道の高機能化・バリアフリー化の推進」としてございます。

22 ページ、施策6-3-3、自転車利用環境の充実でございます。放置自転車の台数は減っているところでございます。ただし、駅周辺の駐輪場需要が満たされていない地域もあり、また駐輪場も老朽化している。こういった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「自転車道等利用環境の整備」、「駐輪施設の整備と管理運営」、「放置自転車等の防止対策」としてございます。

24 ページ、政策6-4、災害に強いまちづくりの概要を記載しております。25 ページ、施策6-4-1、自助・共助の取組みへの支援でございます。発災直後においては自助、共助による災害への対応が大事であるといった、こういった現状と課題に対しまして、「地域防災訓練及び合同防災訓練の実施」、「防災意識の啓発」、「防災指導の充実」、「地域防災組織の育成」としてございます。

27 ページ、施策6-4-2、被害軽減のための応急対応力向上でございます。こちらは公助の部分でございまして、情報を一元的に管理、実行していくために体制強化を図っていく必要があるといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「防災関係システムの整備と運用」、「防災行政無線のデジタル化」、「被災者生活再建支援の庁

内体制の確立」、「救援センター等の備蓄物質の充実」を挙げてございます。

29 ページ、施策 6-4-3、災害に強い都市空間の形成でございます。区面積の約 4 割を占める木密地域がございまして、大規模地震等によって被害が拡大する危険性があるといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「地域の防災性の向上」、「木密地域不燃化 10 年プロジェクトの推進」、「沿道まちづくりの推進」、「建築物の耐震化の推進」としてございます。

31 ページ、施策 6-4-4、無電柱化の推進でございます。区道が狭く、歩道のない道路が大多数を占めていて、空間の確保や変圧器の設置場所の確保、こういったことが必要でございますが、主な取り組み内容で、「モデル路線の整備の推進」、「優先道路の整備の推進」としてございます。

33 ページ、施策 6-4-5、総合治水対策の推進でございます。近年地球温暖化の影響から豪雨が増加していて、都市型水害が発生しているといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「神田川水位警報装置維持管理の充実」、「降雨データ及び地下道冠水対策の充実」、「ビックリガード冠水対策用の排水施設の管理運営」としてございます。

35 ページ、政策 6-5 の安全・安心の強化でございます。36 ページ、施策 6-5-1、治安対策の推進でございます。刑法犯は減っているところでございますが、振り込め詐欺や猟奇的な犯罪とか国際テロの脅威もあり、不安が増加しているといった現状と課題に対しまして、「地域安全対策」、「青色防犯パトロール車の運用」、「地域防犯力向上設備の助成」、あと「繁華街対策」を記載していきます。

38 ページ、施策 6-5-2、交通安全対策の推進でございます。自転車事故数及び死傷者数は減少しているものの、継続して交通事故防止に取り組んでいくといった必要があるといった現状と課題に対しまして、「交通安全施設整備の推進」、「交通安全啓発の推進」、「自転車安全利用巡回指導の推進」、「自転車ヘルメット普及啓発の推進」としてございます。

資料 10-6-7、地域づくりの方向 7、魅力と活力にあふれるにぎわいのまちでございます。4 ページ、施策 7-1-1、新たなビジネス展開の支援でございます。地域活性化のために創業支援、販路拡大などの支援が求めているといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「起業家や中小企業者に最適なサポートを提供」、「販路拡大・売上拡大サポートの強化」、「女性起業家への支援」、「インキュベーション施設（シェアードオフィス方式）の開設」としてございます。

6 ページ、施策 7-1-2、地域産業の活性化でございます。区内事業所数と従業者数は、最近の調査結果では増加してございますが、地域活性化のためにはさらに多くの事業所を区内に呼び込む必要があり、また商店街は売り上げ減少や後継者不足などといった現状と課題がございまして、主な取り組み内容でございますが、「事業者への経営ノウハウの提供」、「商店街の施設整備への支援」、「商店街販売促進の取り組みへの支援」、「商店街イベントへの支援」としてございます。

8 ページ、施策 7-1-3、消費者権利の実現支援でございます。豊島区の消費生活相談件数は横ばいで、東京都全体では増加している状況でございます。被害の未然防止が必要といった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「消費生活相談事業」、「消費者被害防止啓発事業」、「消費者教育事業」としてございます。

10 ページ、施策 7-2、観光による賑わいの創出の政策の概要を掲載してございます。  
11 ページ、施策 7-2-1、観光資源の発掘と活用でございます。豊島区には多くの観光資源がありますが、全国的には認知されていない状況があり、また名所となるような観光スポットの創出等の課題もあるといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございしますが、「特色ある地域の特性磨き上げ」、「イベント開発支援」、「文化芸術の積極的な活用」としてございます。

13 ページ、施策 7-2-2、魅力的な観光情報の発信でございます。インターネット利用率が 9 割を超えている中、新たな情報メディアで情報伝達ツールの開拓等が求められているといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございしますが、「新たな情報発信の開拓」、「TOSHIMA Free Wi-Fi」、「多様な観光案内の推進」、「観光プロモーション」としてございます。

15 ページ、施策 7-2-3、来街者の受入環境の整備でございます。外国人旅行者は無料公衆無線 LAN 環境に不便を感じていたり、増加する外国人観光客に対する対応が求められているといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございしますが、「おもてなし意識の向上」、「来街者受け入れのための人材育成」、「観光関連インフラ整備の推進」、「推進体制の充実」としてございます。

資料 10-6-8、地域づくりの方向 8、伝統・文化と新たな息吹きが融合する魅力を世界に向けて発信するまちの概要を掲載してございます。4 ページ、施策 8-1-1、多様な文化芸術の創造と創造環境の整備でございます。文化によって都市の魅力を高めていくことが必要、文化を支える、発展させる人材の育成がさらに必要といった現状と課題に対しまして、「文化芸術に接する機会の拡充」、「演劇のまち池袋のイメージ拡大」、「国際アート・カルチャー都市の拠点としてのホールの整備と文化の発信」、「文化創造環境の充実」、「あらゆる主体による文化創造を可能とする人材の育成」としてございます。

6 ページ、施策 8-1-2、地域文化・伝統文化の継承と発展でございます。豊島区には貴重な文化や遺産等が多くありますが、人口の流動性が高いなどによって地域の伝統の継承が難しいといった現状と課題がございします。それに対する主な取り組み内容でございしますが、「地域との連携による表現活動の活性化による地域のにぎわいの拡大」、「文化鑑賞機会の拡充」、「伝統文化の継承と発展」、「教育現場との連携の強化」としてございます。

8 ページ、施策 8-1-3、交流の推進による賑わいと発展の共有でございます。交流都市が 50 を超え、区民や市民相互の交流を意識できる取り組みが必要といった現状と課題に対しまして、主な取り組みですが、「ゲートウェイシティとしての賑わい活用」、「交流都市との共同事業の展開」、「インバウンドの推進」、「文化体験の推進」としてございます。

10 ページ、アート・カルチャーによる魅力の発信でございます。東京オリンピック・パラリンピックを開催する国際都市東京の中で大きな存在感を発揮する都市として、豊島区の魅力を世界に向けて発信することが必要であるといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございしますが、「国際アート・カルチャー都市の拠点の形成」、「東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの展開による魅力発信」、「演劇のまちとしての魅力発信」としてございます。

12 ページ、政策の 8-2、生涯学習・生涯スポーツの推進の概要を記載してございます。  
13 ページ、施策 8-2-1、多様な学習活動への支援でございます。多様化する生涯学習ニーズに対応するため、さまざまな生涯学習施設を進めてきた一方、読書離れや図書館等

の役割もさらなる機能強化が求められているといった現状や課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「生涯学習の環境整備」、「情報センターとしての図書館の機能充実」、「点字図書館の充実による障害者サービスの向上」としてございます。

15 ページ、施策 8-2-2、スポーツ・レクリエーション活動の推進でございます。運動、スポーツを行う頻度が高まっておりますが、20 から 30 歳代の若い年齢層のスポーツ実施率が低いとか、介護予防の観点から高齢者のスポーツへの参加機会の充実を図ることが求められているといった現状と課題に対しまして、主な取り組み内容でございますが、「誰もが取組めるスポーツの推進」、「スポーツ指導者の育成・確保」、「区立スポーツ施設の充実」としてございます。

17 ページ、施策 8-2-3、学びを通じた仲間づくり・地域づくりでございます。生涯学習や生涯スポーツの活動成果を仲間づくりや地域づくりにつなげていく仕組みづくりや、学習等が個人で完結することなく、みずから社会参加しながら学び合うネットワーク化の促進も課題となっておりまして、主な取り組み内容でございますが、「学習活動の組織化支援」、「学習プログラムの企画運営への参加推進」、「学習活動のネットワーク化の促進」、「ボランティアの養成と活動支援」ということでございます。

以上、各論の説明をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

**原田会長：** ありがとうございます。

これから 20 分から 30 分間のご議論を頂戴したいのは、今から申し上げるところです。どのページでも結構ですが、例えば政策 1-1 をお開きいただきまして、これを素材にしてご説明いたしますと、豊島区というか、区役所というのは地域経済あるいは地域社会にとってのお医者さんです。お医者さんは地域社会や地域経済に存在する問題を解決するために悪戦苦闘しているわけでありまして、それを見開き一枚 2 ページで説明しているというのがこの資料となります。

今の比喻で申しますと、現状と課題というのが例えば診断に当たる。例えばメタボリックシンドロームであるという診断です。それに対して、地域経済、地域社会のお医者さんである豊島区がどういう治療方針で臨もうかとしているのが施策の目標ということになります。そして、具体的な治療の中身、例えば投薬をすとか手術をすとか、あるいは栄養指導を受けるとか、そうした具体的な内容が主な取り組み内容ということになります。

そういう意味で、今日ご議論いただきたいのは、診断内容については、前回ちゃんとした診断内容を書きなさいということをお願いをして、今回は書いていただいた。それを前提に、治療の方針がこれでいいのか、また具体的な治療の内容、投薬じゃなくてこれは栄養指導なんじゃないか、そういうような議論を今日は頂戴したい。そういう意味では、治療方針と具体的な治療内容とがちゃんと整合性ある形で示されているのか、そして実際に当初診断した内容がちゃんと解決に至るのか、そういうようなご議論を頂戴できれば幸いです。

では、ご議論いただきたいのですが、まず 1 点だけ確認をさせていただきたいのは、この具体的な治療内容としての主な取り組み内容と先ほどの総論のところでも少しご紹介があった重点プロジェクト、両者はどんな関係にあるのでしょうか。

**事務局：** 重点プロジェクトにつきましては、こちらは昨年消滅可能性都市と指摘を受けて、主に人口減社会に向けた取り組みを重点的にやっというところでもございまして、各論

の中の人口減の取り組みを中心にやっっていこうというところでございます。

**原田会長：** わかりました。そういう意味では、重点プロジェクトもここで言う具体的な治療の内容の中身だということですね。ただ、その現状と課題に関してはその人口減がターゲットになっているということですね。

**事務局：** はい。

**原田会長：** わかりました。

それでは、先ほどのような枠組みを想像しながらご質問をいただきたいと存じます。いかがでございましょうか。

**I 委員：** 例えば地域づくりの方向 6 の 33 ページは、災害に強いまちづくりの総合治水対策の推進で、「水害による財産被害の軽減を目指します」ということがありました。

実際にこれから具体的にどうするかということを考えたときに、例えば私が一番最近で水害対策というのは、例えばここに写真が出ている大塚ですよね。それから、ウイロードがこんなに冠水している。そうすると、この取り組み内容で神田川、ビックリガードの冠水対策の排水の管理運営というのは、はっきり言えば今起きていること、直前に起こっていることの解決ということにはなっていないと思った。その辺の関係というのはどうなのか。

**原田会長：** いかがでしょう。ここに掲げられていないものはもちろんあるということが前提ですが、担当部長さんからご説明いただければ。

**土木担当部長：** 事例のところにつきまして、的確な対応ができていないというところが 1 つございます

けれども、やはり一番大きいところというのはやはり神田川とかそういったところがございます。これまで大きい台風が直撃しておりませんが、現在 50 ミリ対応ですので、それを超えるものが来るとやはりハザードマップでもあふれる想定になっています。

委員指摘の箇所は、既に下水道局での対応で、幹線は区の施策ではないですけれども、そういう対応がなされているところです。今発生しているものについての記述を書いてほしいとのご指摘でございましたら、つけ加えていくというようなところでございます。

**I 委員：** 例えば取り組み内容、それから施策について、ここにも載っていないものがいろいろいっぱいあります。例えば私立幼稚園の施策は前の計画には載っていたが、載っていないとか、お風呂屋がなくなって結構困っているとか買い物難民で困っているとかそういうのも結構ある。そういうところはやっぱり入ってこない。そういう意味では、先ほど言ったお医者さんだとしてね、診療をすべきところとかの選定、それから施策の選定、具体的な事業の選定というものの位置づけについて、改めてお伺いしたい。

**原田会長：** 整理すると、今回の総合計画をつくるに当たっては、未来戦略プランが別途具体的な事業を記載するものとして存在している。その対比で申しますと、総合計画には、今後の全ての事業レベルまで一個一個書かない、要するに区としてどこを目指すんだというような大きなところと真ん中ぐらいのところまで書いていきたいと思いますという合意をこの場で積み重ねてきたと思う。そういう点で言うと小林委員がおっしゃるような具体的な取り組み内容は、なぜこれが上がっているかというのは、多分主管部局はわかっている。例えば神田川が一番大事じゃないかということだと思う。けれども、ここに取り上げられているものの軽重について、区民も、またこの委員の方々も判断しかねるというか、網羅性がないのはしょうがないと思っらっしゃると思うのですが、なぜピックアップされたのかというのがわかりにくいという気がしますけど、どうでしょう。

**事務局：** ご審議いただいている各論の部分ですけれども、現行計画の 50 ページをお開きいただき

ますと、そこには8つある政策の方向性の中の6番の人間優先の基盤が整備された、安心・安全なまちという方向性について政策を記載したページがございます。今回の新しい基本計画でお示ししていますのは、ここの50ページ、政策で魅力あるまちづくりの推進というのがございます。現基本計画におきましては、この政策ごとに①秩序ある市街地更新、②個性ある快適なまちづくり、この①、②というこの単位がいわゆる施策で、新しい基本計画ではこの施策単位に目的をきちっと定めて、そして現状と課題を明記いたしまして、それに対する主な取り組み内容を記載するような形にしております。

今までは、このように政策に関連する施策を並べて、施策については2行あるいは3行程度で表現しておりました。それを、政策をまずきちっと見て、その政策ごとに成果指標を定めて進捗管理をしていこうということで、ページを新たに設けようとするものであります。

委員ご指摘の個々の取り組み事業につきましては、再三申し上げておりますように未来戦略プランのほうに委ねるということで、ここから分離独立させます。ただし、新基本計画における政策、そこの関連づけについてはきちっと関連づけを持ちながら、未来戦略プランのほうに委ねるといような整理にしているところでございます。

**P委員：** この34ページの見方で気になったのは、先ほど会長が言われた診断と、それに対する治療方針ということからいけば、ビックリガードの冠水対策、これは重要課題ということでこういうふうにしますというのはいいんですけれども、ウイロードの冠水を見せられたら、他人のエクス線写真を見せられて、あなたはここがおかしいんですよと言われているような感覚になったんですね。ですから、少なくとも関連ある写真を持ってこないとまずいんじゃないですかね。

**原田会長：** そのあたりは努力をしてください。実際に神田川が水位を超えたという写真があれば理想ですけど、それに近いものとか、もっと言えば写真でなくても、あふれたらどうなるのかというような、例えばハザードマップの地図だとか、いろいろご努力いただける余地はまだあるかなという気がいたします。

**L委員：** 資料10-6-3のすべての人が地域で共に生きていけるまちの23ページ、こころと体の健康づくりの推進というのが施策の3-3-2に出ていて、22ページにとしま健康チャレンジの参加人数の推移表が載っています。そして、課題としては、「生活習慣病重症化予防のために健康習慣継続の推進と幅広い年代に対応した健康施策の展開が求められています」と書いてあって、取り組みのほうに、丸の最後ですけれども、としま健康チャレンジをさらに浸透させて、「地域の企業を巻き込みながら「地域の活性化」の要素を含んだ「街全体の健康アップ」を目指します」と書いてある。すごくいいことだとは思ったが、さっきの冒頭の説明で言えば具体的なことを述べているわけではないからという説明は確かにあったが、この表の推移を見ると増加していると言い切れるのかなと。確かに9,000人から1万人にいくのは努力だとは思いますが、横ばいで、工夫が必要な5年間の経緯というふうにも読み取れる。地元企業と一緒にやればもっとまち全体が活性化し、健康アップするというイメージがおりなのかと思ったのですが、それは具体的にどういうふうにしようとしているのかというところがイメージでわかるといいなというのが1つです。

それから、もう一つは地域づくりの方向8、1ページをめくるとアート・カルチャーと生涯学習と生涯スポーツが2本の大きな柱になっています。1ページのところの丸の中にはスポーツのことが余り出てきていないので、やっぱり「生涯学習・生涯スポーツ」と書いてあって、大きな柱なので、1ページには表現をしてほしいというお願いです。

もう一つは15ページですけれども、施策の8-2-2のスポーツ・レクリエーション活動の推進のところですけど、課題の赤い字の2番目です。「健康づくりや介護予防の観点から高齢者のスポーツへの参加機会の充実を図ることが求められています」と認識していただいているのはとてもいいと思うのですけれども、その取り組みのところ。次のページの丸の1つ目、「誰もが取組めるスポーツの推進」というところの3行の文章を読むと、これで何をしたいのかがわからない。スポーツは競い合うということで競技力の向上とかはわかりますけれども、スポーツは体を動かす楽しさとかがあるのですが、やっぱり続けていくこと、特に高齢者にとっては継続して楽しみながらスポーツに親しむということがすごく強い動機になっています。これだとさまざまなニーズがあって、把握して、何か楽しいことができる環境を整えますとなり、何をどういうふうにしたいのか、例えばきっかけが不明です。そうすると最初に質問した地域づくり方向の3のまちを挙げてそういう健康づくりをしたいということと担当が分かれて作成されているのは理解していますけれども、例えば健康という切り口で、スポーツも、ともに生きていく社会参加もやっぴりこうみたいなことが感じられるとありがたいです。

**原田会長：** 委員ご指摘の3点はそれぞれ非常に重要なところだと思いますが、1点目は要するに診断がきちっとできていないかと。例えば棒グラフは上がっているけど、上がっていないようにも見える、どうなのだろうかということ。それと、2つ目が政策の内容で、これはご指摘のとおりスポーツについての言及をするということでしょうね。3つ目は、こんなところという感じもしますし、文部科学省と厚生労働省との関係というか、スポーツをどういった目で見ていくのかということで、同じことを本当は狙っているが違っていて書いているので、この辺はどうなのだろうかと。

いかがでしょうか。

**健康担当部長：** 1点目についてです。委員ご指摘のとおりだと私も思っており、この資料を送付する段階でまだ整理がついていませんでした。現状認識としては、増加はしているが、頭打ちだというような認識です。これを発展するためには制度設計を変えなきゃいけないのではないかとというような課題があった。そして、その課題を克服するために、取り組みのところに書いてある地域の活性化との関係で、例えば参加していただいた方へのインセンティブとして、区内の商店街で一定のサービスを受けられるような形に結びつけるというような、もう少し抽象的なことを論理的かつ具体的に書いていけば恐らくご理解いただけるだろうと思います。それは、整理がし切れなくてこのような疑問が生じていたということなので、整理させていただきたいと思います。

**原田会長：** 今おっしゃっている点でいうと、どこまで持っていくかということがすごく気になるころだと思います。だから、何をやるかというのはわかった。どこまで持っていこうとしているのかということも、増やすということはいいのだけど、どこまで持っていこうというのが多分一番大事なところで、これはいずれ指標のあたりでお示いただくことになるのかなという気はしますが、この棒グラフにしても、例えばメタボが問題なのに、血圧の経年変化が書かれていたんじゃ困る。だから、そのきちとしたエビデンスになっていることはもう一回ご確認いただきたいと思います。

**文化観光課長：** 政策の概要の表現でございます。2つ目の丸で、「生涯を通して、だれでも、いつでも、どこでもスポーツ・レクリエーション活動に親しむ」。ごくごく政策の概要としては、ある意味標準的な、普通の表現で載ってまして、それで見比べてみて、この8-2-2の施策

のところでも、そもそものタイトルがスポーツ・レクリエーション活動の推進ということでございますので、ある意味そのまんまかぶせたのかとも思っておりますので、部局へ持ち帰りましてこの表現については工夫させていただくことが必要と思っております。

15 ページ、16 ページの表現です。こちらにつきましても、確かに課題で挙げております、お褒めいただきました介護予防の推進のお話、それとリンクしての主な取り組みのところの内容が不一致というご指摘だと思っております。こちらについても持ち帰りまして、表現の工夫、また具体的な事業があるのでしたらその部分についても確認しまして、載せられるものか、載せられないのか、整理をさせていただきたい。

**原田会長：** ありがとうございます。

これは、企画課で精査する必要があると思うのですが、主な取り組み内容に載せるものって一体何なのかと。例えば金額がでかいものというのが一つの判断としてあります。それから、事業規模みたいなもの。ただ、事業規模で載せても、本当にそれが具体的な事業として適切かどうかわからないわけですから、施策の目標を達成する上で効果的な順番に並べてもらうというのは、金額の多寡もありますけれども、大事なポイントという気がしますので、全体を通して何を載せる、載っけないみたいなどは、先ほどの診断と治療方針と具体的な治療内容がわかるような形にさせていただければと思います。

ほかの方、いかがでしょうか。

**N委員：** 10-6-1 の区民参加の推進ですけれども、地域協議会が5年間のモデルで、「協議システムを検討します」という結論になっている。一番大事なのは、この区政連絡会をもっと拡大すべきではないかなと。今この中に町会と区議さんとそれなりのOBなんかが集まって協議をする状況になっており、全てとは言わないが、区政連絡会の拡大で、その中に地域の人たちを入れるということになると、やっぱりバッティングしないと、そこを1つでいろんな意見が出せるのではないかなとということで、区政連絡会の充実をさせるための転換というものをやっぱり将来考えてほしいというのが第1点です。

それから、10-6-2 の中で、あらゆる男女共同参加の推進の中で、豊島区としてはどういう状況にあるのかということを知りたい。

それから、10-6-3 の中で、健康の問題、ひとり暮らしの高齢者とか、3-1-3、8 ページ、12 ページでも「経済的に困難を抱える方々に対する生活支援の推進」というのもあり、これを見ると大体みんなピンポイントなのですね。ピンポイントの支援となっている。その前に、やっぱり調査が先に必要なのではないかと。ひとり暮らしが豊島区は34%とすごく多いので、先に調査をした結果から、孤独死というケースがどんどん上がると思うので、調査を先にすべきではないかなとすることを提案したいと思いました。

**原田会長：** それぞれ個別的な論点で大事なことですが、いかがでしょう。

**区民部長：** 地域で協議をする上で、役割を担う方というのはどうしても限られてしまいます。これは、ある意味で避けられないということです。そういう点からいきますと、参加される方の負担感というのは非常に大きいというのがこの5年間の結果です。取り組み内容として書かれておりますが、常設の協議会を置くといろんな課題をそこに持ち込めば協議の対象になるという利点もあるのですが、ただ一方でいろんな課題がそこに入ってきますので、それを十分しんしゃくして協議するようなメンバーがそろうかどうかということで、先ほどの話に戻ってしまいます。そういう点で、やはり一番歴史も長く、毎月のように定期的に開かれていて、コミュニティの一つと言われている町会、自治会のメンバーが必ず入っていて、

行政も入っている。この仕組みを生かさない手はないだろうということで、改めてもう一回一通り内容をチェックして書きました。それをどこまで広げるかというのは今検討中であり、N委員がおっしゃったような方向性を含めて検討しております。

地域協議会については、もう少し負担感がなく、機動的にできるような形態を考えられないかというのを今後検討していくということで、テーマ別の地域協議会の推進とかと入れさせてもらいました。

**総務部長：** 豊島区としての方向性がわかりにくいというようなご質問だったかと思うのですが、ここに書いてある施策の目標にもありますように「男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを計画的に実施します」という抽象的な内容になっていますけれども、具体的に方向性というのがその次の現状の課題あるいは取り組み内容のところでもありますけれども、啓発的な事業を行っていく中でこういった内容を実現していくという抽象的なお答えになりますけれども、そういう趣旨で組み立てております。

**原田会長：** 多分今のお答えではなかなか納得はなさらないのではないかなと思います。確かに何を指すのか、共同参画社会で何を指すのかというのは非常に難しいところだと思いますけど、例えば下回らないとかということでもいいでしょうし、ここまでいなくてもこれを維持するというだけでもいいでしょうし、やっぱり何を指すのかというのは計画で一番大事なところだろうと思います。

**保健福祉部長：** ひとり暮らし高齢者とか生活困窮者につきましては、アウトリーチ活動とともに実態がわかって、それに対応するというのが必要なことであると考えております。

このつくりといたしまして、現状があって、課題があって、それに対する取り組みということで記載させていただいておりますが、ご指摘の点を踏まえて調査の部分もこちらに盛り込めるかどうかを検討させていただければと思います。

**原田会長：** 多分委員ご指摘は、診断に至るまでにもう少しあれこれ調べないといけないんじゃないかということだろうと思います。具体的な治療方針も大事ですが、もう少し調べるというところも、どういう方針で臨むかということに大きく影響してくるような気がいたしますので、まず調べることばかりやるというわけにはいかないと思いますけれども、並行して調査をするということもやはり10年スパンでお考えいただければと思います。

**P委員：** 10-6-4の8ページ、「核家族化の進行によって」というそれで断じられていますが、実際には地域の支援ということ、これを実は町会という言葉に置きかえると、現在はこの家庭に何歳の子どもがいるのかの情報が無い。以前は、子どもが入学すると町会でお祝いを差し上げていました。それは町会の中に子ども会があって、この子が今年入学しましたというある意味では全体がわかりました。

ところが、今は、掲示板を出すとする、今年入学されたお子さんがいる方は町会にお申し出ください、そうしたらお祝いを差し上げます、そういう環境になっています。これは、基本的には個人情報保護の問題が悪影響していると単純に見るわけにはいかないが、町会にも情報が無い。そういうことからいくと、この治療で地域と協働して対応していきますということ自身がスムーズにはいかないと感じます。診断のところそういう内容をつけ加えていただきたいということと、10-6-5で、安定的で適正なごみ処理の推進ということでの現状把握のところ、確かに分別ごみを事業者の方に持って行っていただいて処理をしていただいています。これはいいのですが、その分別ごみを町会に出した際に、それを、路上生活者の人かどうかはわかりませんが、まず持って行っています。そうすると、実は多

分アルミ缶とかそういうものは事業者が販売して、ごみ処理のためにされていると思うのですが、そういう部分が町会の中では問題になっていまして、その辺を診断内容に織り込んでいただけないかなという点がございました。

**原田会長：** ありがとうございます。

1点目は、恐らくいろいろな形でほかの場面でもやっぱり指摘をされているところがございますので、これを機に例えば高齢者を含めて全体の開示のあり方みたいなものはやっぱり考え直す時期には来ているのかなという気がいたしますので、ご検討ください。

**環境清掃部長：** 2点目の問題に対する回答でございますけれども、これは資源の持ち去りのお話だろうと思っております。課題として非常に大きいというのを区のほうも認識しておりますので、この文章の中に組み込めるかどうかを検討させていただきたいと思っております。

**原田会長：** これは、幾つかの自治体では条例をつくって対応しているようなところもありますので、そういう先進自治体を参考にすれば何らかの対応はある。ただ所有権をどうするかとか非常に難しい議論が多分あると思うのですが、あわせてご検討ください。

**H委員：** 地域づくりの方向3の8ページ、9ページ。ここに障害者差別解消法に触れられていたと思っておりますが、それについての処方箋、これが弱過ぎると思っております。

これは、2008年に障害者権利条約ができて、やっと14年に日本が批准しました。この間もいろんな国の背景があって、単なる施策じゃなく、人権条約として基本的な立ち位置が少し変わってきたものでございますので、特に行政機関については、社会的障壁の除去、合理的配慮については単なる認識だけでなく強制力を持った施策ですので、立ち位置が基本的に少し変わったところで今後展開していかなければいけないということで、もう少し踏み込んだ対応が必要と思っております。

それから、4の13ページ、これは前回は申し上げましたが、病後児保育だけになっていきます。現状と課題は確かに病後児しかやっていませんので病後児でいいんですけども、施策の方向性のところに、前提となることとして需要はあるという認識を持っていただきたいと思っております。

それからもう一つ、34ページ、4-5-2です。これも前にも申し上げたところですけども、課題として幼児期からの教育という形になっているわけですけども、主な取り組み内容、この処方のところには区立幼稚園しか明記されていません。確かに直接行政が関与できるというと区立幼稚園となってしまうので、そうなるのかもしれないですけども、ただ対象としてはやはり保育所もあり、そして私立幼稚園もあると思っております。ただ、かかわり方が違うので教育ということはどういうふうに関与していくのかというのは、これは難しい課題だというふうに思っております。

だから、具体的なこととして書くのはこの程度になってしまうのかもしれませんが、現状を見据えた、それに対する処方としては全く達成できないものしか出ていない。具体的にそれ以外のことで何をしようとしているのか、それが達成できるのかということが見えてこない。処方になっていない。検討が必要と思っております。

**原田会長：** 2点目、3点目は前にもご発言なされたので再度ご意見をなされたということですが、役所も神様ではないので全ての事業ができるわけではもちろんない。そういうことを前提に成し得ることをきちんと書いていくということは一応大事なことだろうと思っておりますけれども、それでもなおどういう可能性があるのかということをお考えください。

1点目の合理的配慮は非常に重い文言ですので、この10年でどうあるべきかということ

を考えるタイミングでもあるなということで、今日のご意見だけにさせていただきます。

それでは、時間が私の不手際で押しおまして、8時半までに終わらねばならないんですが、先ほどの比喻で申しますと、治療するお医者さんの治療器具であるとか、あるいは病院の建物というものに相当するのが今からご説明いただく行政経営の問題であったり、マネジメントシステムの問題であったりいたします。

この資料の10-7と8、5分ぐらいでご説明いただけるとありがたい。

**事務局：** それでは、資料10-7、新たな行政経営でございます。こちらは、現在の基本計画でいきますと231ページ以降のところでございます。

2ページ、スリムで変化に強い行政経営システムの構築ということで、「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、行政資源を最大限に有効活用するとともに、新たな行政ニーズや課題に対応するため、柔軟かつ効率的な組織運営や人材の育成などに努め、少数精鋭による執行体制を実現します。「成果重視の考え方にに基づき、絶えず事業の有効性や必要性を精査します。また、事業の執行方法を厳しく検証し、見直しや改善などを積極的に進め、効率化を図ることにより、持続可能な行政経営システムを構築します」ということで、取り組み内容につきましては、「簡素で効率的な執行体制の確立」、「職員定数の適正化」、「効率的な公共サービスの提供」、「柔軟かつ機動的な組織体制」、こちらは会長からご指摘のあった人材の育成をこちらに掲載しておまして、「時代を読み、地域を創る人材の育成」、それから(2)「マネジメントシステムサイクルの確立」ということで、「マネジメントサイクル(PDCAサイクル)の活用」、「業務プロセスの再構築」、「ビルド・アンド・スクラップによる事業の再構築」ということを挙げてございます。

4ページ目、持続可能な財政構造の構築ということで、取り組み内容は5ページでございます。今回も新たに(2)「歳入確保の取組み」ということを新たに記載させていただいているところがございます。

続きまして6ページ、透明で開かれた区政と協働の推進でございます。取り組み内容につきましては、(1)「説明責任と透明性の向上」ということで、「区政情報の共有」、こちらについてはオープンデータなどを公開していこうということを記載してございます。今の基本計画においては、(2)「区民参加の推進」のところ「説明責任と透明性の向上」というのを記載していたところがございますが、頭出しをして(1)「説明責任と透明性の向上」を挙げさせていただいているところがございます。そして、(3)「新たな公民連携の推進」というところを記載してございます。「多様な主体との協働をさらに広げ、地域の課題をより迅速かつ効率的に解決していくために、パブリックマインドを持つ民間主体の知恵と力を取り入れ、その活用が図られる新たな公民連携の仕組みづくりに取り組みます」ということを記載させていただいております。

3番の透明で開かれた区政と協働の推進で、タイトルが古めかしい表現になっているところでおまして、(1)「説明責任と透明性の向上」というのを頭出ししたために透明で開かれた区政というタイトルにしてございまして、何かいい表現がないかなとは思っているところがございます。

続きまして8ページ、利用しやすく質の高い区民サービスの提供というところがございます。現基本計画では、新庁舎ができる前ということで、「新庁舎の整備」とか「新庁舎整備を契機にしたサービスの向上」、「新庁舎を契機にした情報化の推進」という入れ方をしていたところがございますが、こちらは新庁舎完成後ということで、「ICTを活用した情報

化の推進」、マイナンバー制度の活用といったことを挙げております。さらに「庁舎の機能を活用した区民サービスの向上」で、「総合窓口の充実と窓口連携の推進」、「災害対策センターを拠点とした危機管理体制の強化」、「区民に開かれた庁舎機能の活用」、豊島の森、まるごとミュージアム、としまセンタースクエアなどを活用してまいります。それから、「区民の身近な場所での窓口サービスの向上」ということを挙げてございます。

続きまして10ページ、区の魅力の積極的な発信と自治体間の連携・協力です。こちらは新たに設けた項目でして、取り組み内容としては、「国内外に向けた積極的な情報発信」、「戦略性をもった情報発信の展開」、「民間との連携によるプロモーションの推進」、(2)「自治体間の連携・協力の推進」、「広域的な自治体連携の推進」、「近隣自治体等との連携・協力」、こういうことを挙げさせていただいております。

続きまして資料10-8、第4章、公共施設等のマネジメントシステムの構築というところでございます。これも同じく今年度策定します公共施設等総合管理計画、これと整合性を持った形で記載をさせていただいているところでございます。これからの公共施設等の適正管理、有効活用を進めていくためには、総合的なマネジメントシステムを構築していく必要があるということでございます。

2ページ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進、取り組み内容でございますが、公共施設等総合管理計画を策定して、30年間の計画期間、それも前期、中期、後期の各10年間の総合管理計画行動計画を策定して、着実に実施していき、また多様な主体との協働等によって公共施設等の適切なマネジメントを推進していくとでございます。

続きまして4ページ、建物施設の適正管理等の方針ということで、「建物施設の管理コンセプト」を挙げまして、(2)「施設種別ごとの方向性」を記載してございます。

続きまして6ページ、インフラ施設の適正管理等の方針ということで、(1)「インフラ施設の管理コンセプト」ということで、「メンテナンスサイクルの構築による安全・安心なインフラ施設の維持や、まちづくりに寄与する魅力あるインフラの整備を進めるため」、次の視点で維持管理と活用を進めていくということでございまして、7ページで「施設種別ごとの方向性」を記載させていただいているところでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

**原田会長：** ありがとうございます。

先ほどの比喻で申しますと、ちゃんと豊島区という区役所がメインになれるかと。先ほど申し上げたような治療方針で治療をやっていくような、そういう筋肉質であったり、一定の腕を備えたお医者さんになり得るのか、こういうふうになりたいということが書かれているわけでございます。

何かここは足りないとかここはどうなのかということ、余り時間はございませんけど、何かコメントはございますか。

**A委員：** 「説明責任と透明性の向上」の中で、現在ですと区の実任を持って見せますというある意味スタンスだという表現がありますが、区政情報は、実は発信プロセス自体に区民参加ないしは区民協働が組み込まれないと、場合によっては意味がない場合もありますので、例えばここでは「白書・報告書等」と書いてありますが、財政白書とか、あるいは福祉分野の白書等々をおつくりになる際に、そのプロセス自体の情報発信プロセスへの区民参加という視点を入れたほうがより効果的になるのではないかと考えております。

**原田会長：** これは大事なご指摘だと思いますので、プロセス自体も透明にしていくということ、これ

はぜひご配慮ください。

それと、今長野委員がおっしゃった点に少しつけ加えていくと、ただ出せばいいというのは、活用してもらおうデータを出していくということが非常に大事なのかなという気がいたしますので、もちろん分け隔てなく隠さずに出すということも大事ですが、どんどん使ってもらえる、多分オープンデータというのはそういう話になっていくのだらうと思いますので、そうしたニュアンスが伝わるようにお書き添えいただければと思います。

**I 委員：** 総合計画の期間というのは10年となっています。そして、とりあえずはそのうち5年たったらもう一回見直しますよといいますが、そうするとこの目標というのは基本的に10年後の目標ということなのでしょうか。そして、例えば公共施設の計画というのは同時並行でつくっているのですが、整合性はどういうふうになっていくのでしょうか。

**原田会長：** 公共施設のほうは30年ということなのですね。30年でやらないきゃいけないというふうに法律で決まっているというわけじゃなくて、恐らく10年を上回る期間を設定せよということで、あとは自治体の判断だらうと思います。

**施設管理部 長：** 3ページに記載がありますように、計画そのものは30年で作っておりますが、10年ごとの行動計画をつくるということになっておりまして、この具体的な中身につきましては10年間の行動計画と整合をとるといようなこととなります。

**I 委員：** ありがとうございました。

**原田会長：** それでは、ちょうど時間でございますので今日はこれぐらいにさせていただきたいのですが、今日はざっと駆け足で全ての施策をご紹介いただきました。また、ぜひ事務局に、ご意見ご質問ございましたら、お寄せいただきたいと思います。

### (3) その他

**原田会長：** それでは、次回以降の日程等も含めて事務連絡をよろしくお願いいたします。

**事務局：** 本日はどうもありがとうございました。

次回のスケジュールでございますが、11月は2回予定してございまして、16日、月曜日、それから30日、月曜日を予定してございます。16日のほうにつきましては、成果指標、現在の政策評価委員会で先日地域づくりの方向の5から8についてヒアリングをしていただきました。その内容についてご提示して、また基本計画全体については11月中に素案を完成させて、12月にはパブリックコメントまで持っていきたいと考えてございますので、素案のあらあらのものをご提示できればと思っておりますのでございます。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

**原田会長：** では、次回は11月16日、月曜日の6時半ということでございます。

### 3. 閉会

**原田会長：** 本日は、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、第10回の構想審議会、これにて終了といたします。皆さん、ご苦労さまでした。

会議の結果	<p>(1) 総論部分についての説明を行った。</p> <p>(2) 各論について、前回指摘事項を踏まえた現状と課題を提示し、それに対応する主な取組内容についての説明を行った。現状と課題に対応する取組内容になっていない、漏れている取組があるのではないかと、掲載している事業の選定基準はどうなっているのか、写真と一致していないなどの意見があった。</p> <p>(3) 次回日程は 11 月 16 日(月)18:30 とし、本日と同じ会場で開催する。</p>
-------	--

提出された資料等	<p>【配付資料】</p> <p>資料 10-1 新基本計画の体系案</p> <p>資料 10-2 総論第1章「基本計画の基本的考え方」</p> <p>資料 10-3 総論第2章「基本計画策定の背景」</p> <p>資料 10-4 総論第3章「地域経営の方針」</p> <p>資料 10-5 各論第1章「計画の姿」</p> <p>資料 10-6 各論第2章「8つの地域づくりの方向」における施策の現状と課題・主な取組内容</p> <p>資料 10-7 各論第3章「新たな行政経営」</p> <p>資料 10-8 各論第4章「公共施設等のマネジメントシステムの構築」</p>
----------	--